

「川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例」の制定について 市民の皆様からの意見を募集します

川崎市では、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するため、保護者の就労の有無に関わらず保育所等を一定時間利用できる「こども誰でも通園制度」の試行的事業を市内 45 施設にて実施しています。

同制度に関して、令和 7 年度からは児童福祉法に定める「乳児等通園支援事業」として制度化されることになっており、先般、国の基準（乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準）が内閣府令で公布されたことから、本市においては、この基準に基づき、令和 7 年度の事業実施に向けた条例制定を行う予定です。

つきましては、この条例の制定について市民の皆様にご報告するとともに、広く御意見を募集します。

1 募集期間

令和 7 年 1 月 31 日（金）から令和 7 年 2 月 21 日（金）まで

※郵送の場合：2 月 21 日（金）当日必着

持参の場合：2 月 21 日（金）17 時 15 分まで

2 資料の閲覧場所

- (1) こども未来局保育・幼児教育部保育第 1 課（川崎市役所本庁舎 15 階）
- (2) 各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館
- (3) かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟 2 階）

※川崎市のホームページからも内容を御覧いただけます。

3 意見の提出方法

題名、氏名（団体の場合は名称及び代表者の氏名）及び連絡先（電話番号、メールアドレス又は住所）を明記の上、御意見を添えて、次のいずれかの方法により御提出ください。

- (1) 電子メール 川崎市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方式により送信してください。
- (2) 郵送・持参 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地
川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育第 1 課（市役所本庁舎 15 階）
- (3) F A X 044-200-3933

4 その他留意事項等

- (1) 意見書の氏名及び連絡先等は、意見内容を確認させていただく場合があるため、記載をお願いするものです。
他の目的には利用せず、適正に管理します。
- (2) お寄せいただいた御意見に対して個別には回答いたしません。市の考え方を内容ごとに整理・要約し、後日、市ホームページ等で公募します。
- (3) 電話や来庁による口頭での御意見は受け付けておりません。

5 添付資料

資料

「（仮称）川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例」の制定について

参考資料

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年1月14日付内閣府令第1号）

問合せ先

川崎市こども未来局保育・幼児教育部
保育第1課 岡田
電話 044-200-2686